

別紙 X-3 個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1. 事業者は、業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2. 事業者は、業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 事業者は、その使用する者が業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この本事業が終了した後においても、また同様とする。

(複写、複製の禁止)

第3. 事業者は、業務を処理するに当たって、知り得た個人情報が記録された資料等を、本市の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第4. 事業者は、業務を処理するに当たって、知り得た個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第5. 事業者は、業務を処理するに当たって、知り得た個人情報が記録された資料等を、本事業の終了日をもって本市に返還するものとする。ただし、本市が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第6. 事業者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに本市に報告し、本市の指示に従うものとする。